

令和2年度 学校経営方針

R2. 4. 1

小樽市立潮見台中学校
校長 加藤 俊 明

□ 経営にあたって

「20年以内に、いまの仕事の47%は、機械がおこなう（英：マイケル・オズボーン）」、「近い将来、10人中9人は、今と違う仕事をしている（米：ラリー・ペイジ）」と言われており、未来は予想不能の状況であり、その中を生きる子どもたちには、逞しさ・しなやかさ・視野の広さが求められる。

本校では、平成31年度の重点目標を「子どもたちに生き抜く力を育む教育の推進」として取り組んできた。しかし、この状況において次の3つの課題がある。1つ目は、学んで得た知識が点であり、知識を関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現されるまでには至っていないことである。2つ目は、1つめを受けて子どもたちが興味・関心をもって自ら進むべき道等、目標をもっていないことである。成績で中学校卒業後の進学先を選んでいる生徒が多く、目標に向かって計画的・継続的に努力をすることとはなっていない。3つ目は、自分を見つめ、反省したり、素直に謝ったり、自らの考えや行動を軌道修正したり、自分の言葉で適切に表現できる子が多くはないということである。このことは、本校の子どもたちの自己肯定感の低さや、不登校生徒の多さにつながっているものと考えられる。精神的に強い子どもの育成と、失敗や間違いを正すことは恥ずかしいことではないことを理解させることが必要である。これらは、予測が困難な時代を生きていく子どもたちにとって大切にしたい事項である。

これらの課題改善に向け、授業における「主体的・対話的で深い学び」、旅行的行事等で広く社会を見る目の育成、進路指導及び道徳において自分を見つめること、自己の生活をコントロールし将来を見据え動く子どもの育成に向けた教育活動を推進する。

また、今年度は、児童生徒支援加配をいただいていることから、小学校と連携し、不登校生徒の縮減はもとより、9年間をみとおした学校経営及び運営を行う。

本校は、日本国憲法、教育基本法、中学校学習指導要領、北海道教育の基本理念（自立と共生）、小樽市学校教育推進計画に則り、学校の教育目標の実現のため、生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性等を充分考慮して、学校と地域が一体となり学校教育の推進にあたる。

小樽市学校教育推進計画

基本理念

「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」

I 学校の教育目標（昭和56年制定）

平和を愛し、理想の実現に向かって自己を高める

- 1 学習計画を根気よく実行する人
- 2 節度ある生活態度で協力する人
- 3 心身とも健全で美を追求する人

II 学校の教育の具体像

1 めざす学校像

- ① 生徒が主役となって生き生きと活動する学校
- ② 地域に開かれ、地域とともに歩み、信頼される地域の中の学校
- ③ 学びをとおり、自己を開拓し、社会に還元する喜びを体感させる教育を推進し、活力と潤いのある学校

2 めざす教師像

- ① 生徒の自己実現のためにとことん面倒を見、優しさと厳しさを持つ教師
- ② 教科指導と生活指導で常に工夫・改善し、教えるべきことを教える教師
- ③ 専門職としての誇りを持ち、豊かな人間性を常に高めようとする教師
- ④ 教師集団としての役割を自覚し、チームで教育実践しようとする教師

3 チームとしての『協働』

- ① 目標が共有化されていること
- ② 「協働」する個々は、それぞれ自主自律性があり対等な立場であること
- ③ 目標が達成されるように互いに補完し合える関係であること
- ④ 成果や課題について、個々が責任を共有する存在であること
- ⑤ 「協働」することで得られる個々の成長を互いに認め合えること

4 めざす生徒像

潮見台小中一貫めざす子ども像 「かかわり」「つながり」共に未来を切り拓く子ども
潮見台中学校 広い視野を持ち、向上心をもって取り組む、素直で、
健康な生徒

- ① 仲間と「かかわり」「つながり」共に学び合う生徒
- ② 未来に向け、目標を持ち、計画的に取り組む生徒
- ③ 自分をみつめ、素直に、適切に表現する生徒
- ④ 互いに認め合う生徒（共感的態度・思いやり）
- ⑤ 自他の生命を尊び、健康的な生活の仕方を身につけた生徒

III 学校経営の目標

- (1) 生徒の調和のとれた人格の形成を旨とし、各領域の関連を図り、特色のある教育課程の編成・実施・評価・改善に努める。
- (2) 生徒一人一人の個性を活かす教育活動の推進を図る。
- (3) 校内研修を基盤に、教職員の専門職としての資質・能力の向上を図る。
- (4) 学校・家庭・地域社会との連携・強化を図る。

IV 本年度の重点目標

子どもたちに未来を生き抜く力を育くむ教育の推進

重点努力事項

『広い視野を持ち、向上心をもって取り組む、素直で、健康な生徒の育成』

V 経営の重点と具体的な方策

学校の教育目標及び重点目標の達成を目ざし、自己研鑽に励むとともに、相互に高め合う活力ある学校体制の確立につとめる。常に本方策を検証し、改善を加えながら継続実施する。

VI 具体的な方策【短期経営目標として】

学校運営の改善・充実 カリキュラムマネジメントの実現（PDCAサイクル化）

1. 組織による業務の遂行 ※校内規定に基づく学校運営（機能化）
 - ・学校運営に関する意識改革 →業務の主体化・協働化、定例化・時間の効率化と経営方針の具現化に向けた学校運営
2. 事前・事後等の報告・連絡・相談（ほうれんそう）の徹底 ⇔情報の共有化
3. プロとしての職能向上、仕事を通してのまとまり・学年内・他学年との連携強化
4. 適正な教育課程の編成・実施・評価・改善 → “社会に開かれた教育課程”
 - ①適正な教育課程の編成等
 - ・授業時数の確保 →各領域、各学年、各学級とも標準（最低）時数を上回る
 - ・道徳指導の全ての価値項目の実施及び学級会活動の時間確保
 - ・学校行事の精選とスリム化及び総合的な学習の時間の見直し
 - ・適切な授業進度 →月案の作成・提示と校長・教頭による授業参観の実施
 - ・国旗・国歌の適切な指導
 - ・通知表の観点別評価の妥当性・信頼性の研究 →生徒・保護者への説明責任
※目標に準拠した評価・評定 →指導と評価の一体化
 - ・新学習指導要領完全実施に向け、適正な評価（3つの観点）のあり方の研修・準備
 - ②学力向上推進
 - ・令和2年度全国学力・学習状況調査の実施・活用 →円滑・確実に
→教職員による自己採点、分析、改善方策の取組
 - ・学習の「ねらい」の提示により見通しをもたせ、まとめて「振り返り」をすることにより、わかることの実感を味わわせる授業の展開
 - ・各種検査の実施と活用（1・2年のCRT検査の実施・把握と放課後学習との連携）
 - ・教科指導と放課後学習の連携強化 ※検査結果の活用による個別指導の充実
 - ・授業研究による検証と充実
 - ・小学校との連携会議の実施 →学力・体力向上、不登校及び特別支援生徒
→公開研究や授業交流等の連携強化
 - ③道徳教育推進
 - ・特別な教科「道徳」の指導力向上促進
 - ④生徒指導の充実
 - ・教育相談の実施 ⇒日常から生徒に寄り添い、内心を理解した適切な生徒指導へ
 - ・生徒指導の年間指導計画に基づく月別重点指導の徹底（一斉指導）
 - ・情報モラル教育と性教育、人権教育の充実 ※保護者共学、小学校連携の視点
 - ・生徒会活動の主体的自治活動を通して、生徒の自律・自立を促す
 - ⑤進路指導の充実
 - ・3年間の見通しをもった計画的な指導（キャリア教育）と進路決定に向けた適切な進路指導
 - ⑥小中連携、地域連携
 - ・小中連携では、小学校との合同研修の実施、交流（乗り入れ）授業の実施、PTAや学校評議員会の合同開催等、管理職及び担当者で協議し、計画の立案・効果的实施を図る

5. その他

①時間外勤務縮減の促進

→定時退勤日（ノー残業day）の設定と推進

→校務支援システムの構築と活用 共有データの作業や保管

→校務PCの活用 職員会議の効率的運営、連絡・報告等の情報共有・情報交換

②部活動ガイドラインによる組織的な取組

確かな学力の育成 【施策項目 1・2・6】

～将来の社会に生きる授業づくり～

1 学力向上に向けた具体的方策

(1) 学習意欲の向上

①各教科等における「課題」の提示、「まとめ」による振り返りの場の設定の実施

②発言・発表による他者との練り合いを通した考える場の設定【バレーボール型（課題解決型）授業の実践・検証】

③発表を大切に学習の促進

④放課後や長期休業中の学習サポート「学びの場」の実施

⑤「チャレンジテスト」を活用した実態把握

⑥小学校と連携し、学習規律の定着や学習環境の改善

⑦学ぶ意欲の向上を図るとともに、学び方の指導の充実

⑧学力向上に向けた家庭学習の指導及び宿題の在り方の検討

(2) 基礎・基本の定着

①思考を重視した学習場面の設定

②言語活動を取り入れた主体的・対話的で深い学びへの指導改善

③科学技術や理科・数学、ものづくりに対する関心・素養を高める取組の推進

④生徒指導の機能を活かした授業づくり

⑤個に応じた指導の充実

(3) 計画性のある学習習慣の確立

①授業内容の確実な習得・意欲向上につながる予・復習の推進

②フォーサイトノート（タイムマネジメント・ノート）の効果的活用

③「潮中生活ウィーク」の実施

④「家庭学習ノート」の実践

⑤学習課題の工夫

⑥朝読書の実施

2 一人一人の学力に応じた指導の改善

(1) 全国学力・学習状況調査や標準学力調査（1・2年で実施）結果の分析・結果の有効活用

(2) PDCAサイクルに基づいた「学校改善プラン」の検証・改善・新たな策定

(3) 生徒の特性を把握し、個に応じた指導を工夫した授業の構築

3 コミュニケーション能力の伸長

(1) 言語活動の充実を工夫した授業づくり

4 特別支援教育の充実

(1) 特別な支援を必要とする生徒に対する組織的な指導体制の整備と指導の工夫

(2) 保護者・当該生徒との面接等を通し、それぞれの願いを把握するとともに、関係機関と連携し、個別の指導計画や教育支援計画を策定し、全教職員の共通理解のもと、見通しをもった指導の実施

(3) 特別支援教育の推進に関する研修の継続

豊かな心の育成

【施策項目 7・9・12・18】

～生徒に本気で向き合う学校づくり～

- 1 生徒の内面に根ざした「道徳の時間」の指導の充実
 - (1) 「道徳教育全体計画（別葉）」の有効活用と教科書選定に伴う計画の作成
 - (2) 道徳教育推進教師を核に「道徳の時間」を要とした道徳教育の重点化及び積極的推進
 - (3) 『「道徳の時間」授業記録シート』の記録化、検証、活用
 - (4) 道徳教育推進教師の提案に基づく道徳の推進
- 2 一人一人のよさを活かし、生命を尊び、思いやりのある心を育てる学級経営の充実
 - (1) 生徒指導の機能（「自己決定の場を与える」・「自己存在感を与える」・「共感的人間関係を育成する」）を活かした学級経営
 - (2) 学期ごとの学級経営状況の交流・改善・実践
 - (3) 共感的理解を基盤とした日常的な教育相談の充実
 - (4) 「生徒指導交流」の定期的な開催
- 3 豊かな感性を養う読書活動の推進
 - (1) 「朝読書」活動の充実
 - (2) 読書の習慣化に向けた取組の充実
- 4 いじめ・不登校への対応
 - (1) いじめを許さず、思いやりの心を持ち、生命を尊ぶ人権教育の推進
 - (2) いじめ防止基本方針のもと、望ましい人間関係の醸成といじめの未然防止の取組
 - (3) 「いじめ防止強調月間」の設定と生徒によるいじめ未然防止の取組
 - (4) スクールカウンセラーの活用とふれあい教室との連携
 - (5) 不登校生徒及びその保護者へのケアと相談できる環境の整備
 - (6) 小中連携において、小学校から継続した不登校生徒はもとより不登校から学校復帰した生徒の情報共有、小中両方において新たな不登校生徒を出さない手立てについて協議・実践
- 5 地域貢献学習の充実と人権教育の推進

健やかな体の育成

【施策項目 13・14・22】

～健全な精神は健やかな体に宿る～

- 1 体力・運動能力の向上
 - (1) 体力・運動能力の実態把握と教科や部活動におけるバランスのとれた体力づくりの促進
 - (2) 「1校1実践による」取組と運動部活動への加入促進及び運河マラソン等の社会体育への参加推進
- 2 健康の保持と増進
 - (1) 基本的な生活習慣の形成（早寝・早起き・朝ごはん等）に向けた保護者への啓発
 - (2) 関係機関の外部講師による睡眠や薬物に関する指導の充実
 - (3) 部活動ガイドラインに基づく運用
- 3 自他の生命を尊重する安全教育（関係機関と連携した取組）
 - (1) 火災・地震・津波等の非常事態に対応できる防災教育の充実
 - (2) 「危機管理マニュアル」を活用したミニ研修の実施、見直し、改訂
 - (3) 避難所としての地域からの避難者受け入れに係る地域との連携

社会の変化に対応した教育の推進

【施策項目 3・5・6・7・19】

～夢や目標を持つ意欲的な生徒の育成～

- 1 考えることを通し、自ら目標を持ち、目標の実現に向け活動する指導の充実
 - (1) 学校行事・生徒会活動等において、課題改善に向けた意識や目標を持たせる指導の充実
 - (2) 目標の実現に向け責任をもって粘り強く取り組む姿勢の強化
 - (3) 各教科において、子どもの主体的・対話的で深い学びの実現
- 2 体験的な活動を通した生き方指導の充実
 - (1) 進路指導の拡充、指導計画の見直し
 - (2) キャリア教育の充実
 - ① 旅行的行事における職場体験学習や外部講師の職業に関する紹介等によるキャリア教育
 - ② 進路選択に向けた進路説明会の実施と体験入学への参加促進
 - ③ 修見学旅行ガイドラインに基づく推進
- 3 情報教育の実践の充実
 - (1) ネットトラブル等の未然防止のための情報モラル教室の実施
 - (2) ICT機器の教育活用の推進
- 4 ふるさと教育、国際理解教育、環境教育等の推進に向けた教育環境整備

信頼に応える学校づくり

【施策項目 8・16・17・20・22】

～この学校で良かった！そう思える学校づくり～

- 1 教育方針の家庭・地域への共有化
- 2 地域の中にある学校づくり
 - ・PTA、学校評議員、小学校・地域との連携
- 3 学校評価システムの見直し、学校評価を活用した学校改善
- 4 教育関係諸団体との連携・交流
- 5 信頼される教育公務員としての服務規律の確認・保持
- 6 小学校と連携した出前授業や地域公開日等の実施
- 7 道研・後セン・市教委等の研修講座等への積極的な参加・還流

自らの指導力の向上を図る研究の充実

【施策項目 20・21】

～「他に問い、他に学べ」を合い言葉に！～

- 1 長期研修計画による系統的・計画的・組織的な校内研修の推進
- 2 授業力向上を目指し指導グループ主査や後志教育局指導主事等の複数回の招聘
- 3 校内研究における検証のための公開研究会の開催

□ 最後に

新学習指導要領第1章総則には、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」と書かれている。これは、これからの学校は、学校と社会をつなぎ、社会を生き抜くことのできる子どもを育成することが大切であるということである。学校は、基礎・基本を身に付けさせることが大切であるが、それが単に、受験や学ぶための知識にとどまることなく、実生活や今後の未来、社会に出たときに生きて使える学びへと変わっていかなくてはならない。

このため、学校は、教職員自身が社会に目を向け、社会と関わり、求められる力を理解し、その力を確実に子どもたちに身に付けさせることが重要である。知識偏重の学びではいけないことを理解し、目の前の子どもたちのために改善を図ることが求められている。そのためには、前例踏襲は通じない。中・長期的な展望のもとに、短期的な計画を立て、反省、改善を繰り返すことが大切である。目の前の子どもたちのためにより良い指導を目指し計画を立てることはもとより、計画を変更していく勇気も必要である。

教職員が、研修等に積極的な参加や自ら学ぶことをとおして資質・能力を伸ばし、学校運営へ積極的に参画し、アイデアを出しより良い学校を作っていきたいものである。

また、今年度は、児童生徒指導支援加配を受け、小樽市小中一貫教育推進校に指定されている。小学校はもとより、保護者や学校評議員、地域との連携も重要となる。これは、社会とつながり、9年間をとおして子どもを育てることが学校教育を推進するためにより効果的であるとの考えからである。

子どもたちの健やかな成長のために、何ができるか、何が効果的であるか、学校現場から考え、進めていきたいものである。